

平成 30 年 第 4 回農業委員会総会 議事録

日時：平成 30 年 4 月 10 日(火) 14:00～15:53

場所：菊池市役所 2 階 204 号会議室

1. 招集者：菊池市農業委員会会長 丸山利明

2. 出欠状況：出席委員 17 名／18 名

3. 出席委員名簿

農業委員（ 欠 席 ）

1 番 工藤清子委員 2 番 永田孝子委員 3 番 歌丸研一委員 4 番 工藤真理子委員
5 番 榎田實委員 6 番 緒方哲郎委員 7 番 永田正一郎委員 8 番 坂田貞志委員
9 番 右田博昭委員 10 番 右田正臣委員 11 番 高山悦子委員 12 番 松永孝志委員
13 番 緒方啓一委員 14 番 丸山利明委員 15 番 荒木孝子委員 16 番 水上義夫委員
17 番 川口毅憲委員 18 番 守塚伸二委員

事務局職員

（本 庁）坂本高秀、高野美由紀、望月睦美、城栄太郎、近藤孝雄

（七城分室）小林政純

（旭志分室）下川利治

（泗水分室）角田公秀

4. 会議

開 会

【事務局長】

時間になりましたので全員ご起立をお願いします「皆様、こんにちは」ご着席下さい。
本日は 11 番高山委員より欠席の届出がっております。只今の出席者数は 17 名です。定
足数に達しておりますので只今から平成 30 年第 4 回農業委員会を開催します。
本日の審議事項はお手元の議案書のとおりです。慎重にご審議賜りますようお願い
いたします。

それでは最初に丸山会長からご挨拶を頂きました後、議事録署名者の指名・又、議事の
進行の方よろしく申し上げます。

(1) 会長挨拶

【会 長】

皆さんこんにちは。改正法の中での菊池市農業委員会の第 4 回、改選後は第 1 回目の
総会ということで、農地利用最適化推進委員さんも出席のもとでの開催に当り一言ご挨拶
申し上げます。私たちの母体は一般社団法人熊本県農業会議、その上に全国農業会議
所がありましてそこからいろんな法が変わったりいろいろなことがありますと、そこを
通じて、各農業委員会においてくるということ、また私たち農業委員からの要請につき

ましてその逆をたどりまして県に申し上げ、全国農業会議所のほうで又審議をして、国会のほうに陳情するというような組織でございます。

そのような中で本年度から菊池市農業委員会も農業委員と農地利用最適化推進委員という2つの力を合わせて、農地の地域の活動あたりをやっていくわけですが、まずその母体となります事務局に毎月の活動報告等が今から出てくるわけです。

そのような中でどのような人が何を担当するのかということをもっと明確にさせていただきたいと思っておりますので事務局のほうでそのような役割分担の確定ができましたら、各農業委員、最適化推進委員さんに文書でお配りをさせていただきたいと思っております。また本年の7月あたりを一様目処にいたしまして、農業委員会としては、権限移譲を持った農業委員会である体制をとりたいと思っております。また、そのような中で農地利用最適化推進委員と農業委員の法に基づいた目標をたてて、それに向けて活動をしていくということもあわせて行なっていきたいと思っております。大変お忙しいとは思いますが、何回か会議を開いてそれに向けた協議をしていかなければ成し遂げることができないと思っておりますのでどうかそのあたりの日程が決まりましたらよろしく願いたいと思っております。

本日は議案第1号から5号と報告案件3件でございます。慎重なご審議と活発なご意見をお願いいたしまして挨拶いたします。

それでは、議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、議席番号1番工藤清子委員と議席番号2番永田孝子委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

案に入ります前に事務局より本日の案件について申出がっておりますので説明をよろしく申し上げます。

【事務局】

議案に入ります前に議案の取下げと修正がございますのでよろしく申し上げます。まず議案書の7頁から9頁をご覧ください。議案第2号農地法第3条の所有権移転の8番です。議案書の発送後に申請者から取下げの申出がありましたので削除をお願いします。それに伴いまして所有権移転の申請9件が8件となります。次に10頁をご覧ください。農地法第3条の使用貸借権の設定の1番です。備考欄に父から子への設定となっておりますが父から子への再設定に修正をお願いします。さらに14頁をご覧ください。議案第3号農地法第5条の所有権移転の6番です。施設の概要につきまして、土捨場3,566㎡と記載していますが記載間違いですので削除していただいて、山ズリ置場1,200㎡、碎石置場900㎡、2次製品置場1,400㎡、通路66㎡と修正をお願いします。以下浸透性溜池は記載のとおりです。誠に申し訳ありませんでした。

5. 議案審議

(1) 第1号 あっせん登録申出について

【会 長】

それでは案件に入ってまいります。

まず、議案第1号を上程いたしますので事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

それでは議案第1号 あっせん登録申出についてでございます。

議案書の1点をお願いします。農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせん譲受等候補者名簿」に登録のため別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、委員会の意見を決定いただくものでございます。

今回の案件は、1件です。2点に登録申出書の写しを添付しております。登録申出者の住所・氏名、1. 経営状況、2. 家族、職業並びに収入等、3. 農業収入の内訳、4. 農器具の保有状況、5. あっせん希望地状況は資料記載のとおりです。今回は後ほど出てきます経営基盤強化促進法による売買のためにあっせんの登録者名簿に登載する必要がありますので、今回登録の申出があった者です。以上ご説明を終わります。次に、あっせんの希望地域の担当農業委員さんから補足の説明をお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。申請人さんは専業農家です。米、野菜、柿などを栽培されておられ農業に意欲があり何ら問題はございません。ご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

ただ今、あっせん登録申出につきまして事務局と担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。

あっせんに対して反対ではございませんが、1番の経営状況の中で田、畑の合計のところが書いてあるにもかかわらず、山のところにも書いてあるので、私なんかは目が悪いものですから山もあるのかなと思いました。後から出てきます経営基盤強化法のなかで1町1反6畝の面積もでてきますのでやっぱり農地の面積については大事かと思えますので事務局も大変かとは思いますが、ここの修正のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局長】

1番の工藤委員さんのほうからご指摘がありましたことについては、事務局の確認不足で申し訳ございませんでした。今後は書類のチェック体制を強化したいと思います。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。あっせんの希望地の状況なんですが、玉祥寺、袈裟尾ですが10反当りの価格が137,211円これはどういうことですか。お尋ねします。

【事務局長】

この価格が後ほどの経営基盤でみていただくと、今回の売買価格が137,212円となっており、その価格を記載してあるということです。1円の違いは切捨て、切上げの関係

です。

【会 長】

他にはございませんか？

意見もないようですので、あつせん申出について承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの声～

はい、それでは、承認することに決定いたします。

(2) 議案第2号 農地法第3条許可申請について

【会 長】

次に議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第2号農地法第3条許可申請についてです。

議案書の3頁をお願いします。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上、許可相当のものについては許可指令書を交付するものです。

案件は、所有権移転が8件、使用貸借権設定3件です。

詳細につきましては、担当より説明いたさせますので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

【会 長】

それでは、所有権移転の1番につきまして説明をお願いいたします。

【事務局】

4ページをお願いします。今月の全ての案件は農地法第3条第2項に該当しないので、許可要件を全て満たしていると考えられます。

1番です。譲渡し人、譲り受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

1番につきましては、私の担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。この案件は譲り受け人さんの土地を譲渡し人さんが買われまして、また今回譲り受け人さんの農地の隣接地でもありますことからお互い同意のもと今回の案件がまとまったものとの連絡がありました。現地調査を行いましたが無ら問題ないと思っております。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申

請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

2番につきましても、私の担当ですので意見を述べさせていただきます。譲渡し人、譲受け人は甥と叔父の関係にあたります。またこの農地につきましても農業用水もなく天水田と言って、他の人が耕作のできるような土地ではございません。そのようなことからこの案件につきましても何ら問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

3番につきましても、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。この案件は龍門の班蛇口相地区になります。譲渡し人、譲受け人は親子の関係です。譲受け人は住所が別ですが現在は親と同居しておられます。譲渡し人も高齢となり今のうちに、農地を譲っておきたいと思われ今回の運びとなりました。農地は推進委員さんと一緒に先日現地をまわりましたが非常によく管理されておりました。息子さんも親の跡を継いで農業をやっていく意思がありましたので、何ら問題無いと思われまますがご審議のほどよろしくお願ひします。

【会 長】

次に、4番をお願いいたします。

【事務局】

5番をお願いいたします。4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましても、それぞれ議案書記載の通りです。

【会 長】

4番につきましても、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。譲渡し人と譲受け人はご夫婦です。ご主人がご病気になられ奥様のほうに一括贈与したいということです。何ら問題無いと思われまますのでよろしくお願ひします。

【会 長】

次に、5番をお願いいたします。

【事務局】

5番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ議案書記載の通りです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される住宅」であるという例外規定により許可可能となります。また、転用面積が625㎡ということで、概ね500㎡という個人住宅の転用可能枠を少し超えています。申請者の実家（申請地から約200mの距離）は専業農家で、間口が狭く、大型農機具が入りきれないため、居宅のほかに農機具7台分のスペースが必要なためということです。

【会 長】

5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。譲受人は譲渡し人親戚同士です。譲受人の隣接にこの田がありまして、相手方の要望により所有権の移転となりました。何ら問題無いと思います。よろしくをお願いします。

【会 長】

次に6番をお願いいたします。

【事務局】

6ページをお願いします。6番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。譲渡し人と譲受け人は親子であり父から子への一括贈与になっております。現在譲受け人は会社員であります同居しており、米の栽培には田植え等農業に従事しており何ら問題無いと思いますのでよろしくお願いします。

【会 長】

次に7番をお願いいたします。

【事務局】

7ページをお願いします。7番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。譲渡し人と譲受け人は従兄弟でこの田は譲渡し人から譲受け人の従兄弟への贈与という話になっており問題無いと思いますのでよろしくお願いします。

【会 長】

次に8番をお願いいたします。

【事務局】

9番をお願いします。9番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。譲受け人は譲渡し人の農地を借りていましたので、譲渡し人の要望で売買が成立したものです。何ら問題は無いと思いますのでよろしくをお願いします。

【会 長】

次に使用貸借権設定の1番について説明をお願いします。

【事務局】

10番をお願いします。1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。貸付人、借受人は親子関係でございます。借受人さんは会社勤めでございますが、休みの日には農業をがんばられております。農業者年金経営移譲による再設定でございます。よろしくをお願いいたします。一言申し添えます。この農地は手違いで漏れていた分でございます。

【会 長】

次に2番をお願いいたします。

【事務局】

2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。貸付人、借受人さんは親子関係です。借受人さんは市役所にお勤めされていますが休みの日、農繁期にはしっかり仕事をされています。父から子への再設定です。先日推進員さんと田んぼのほうを回りましたがもしっかり管理もされておりました農業者年金による経営移譲で父から子への再設定です。何ら問題は無いと思います。ご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

次に3番をお願いいたします。

【事務局】

11号をお願いします。3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由についてはそれぞれ、議案書記載の通りです。

【会 長】

3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。4月4日に現地を確認してまいりました。貸付人、借受人の方は親子関係でございます。借受人の方は会社勤めですが、勤めながら農業を頑張っておられます。この農地は今年の農業委員会で売買で購入された農地でございます。今回経営移譲年金を受給されるために後継者に使用貸借権の設定をするものでございます。何ら問題はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会 長】

ただいま農地法第3条に関わる許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明がございましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【工藤清子委員】

1番の工藤でございます。さっきあの10号の1番ですけどここにですね漏れていた分という事でおっしゃられましたが、このところちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

ご説明いたします。使用貸借権の1番ですね。農業者年金受給のためによる再設定でございますが、当時平成26年に経営移譲の再設定をされたとき何らかの手違いで今回の2筆が抜けていたということでございます。理由はわかりませんが、漏れていたことが判明したため今回再設定するものです。

～意見無し～

農地法第3条許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可することに決定いたします。

(3) 議案第3号 農地法第5条許可申請

【会 長】

次に、議案第3号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第3号 農地法第5条許可申請についてです。

12頁をお願いします。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議の上委員会のご意見を決定いただくものです。今回案件は、12件です。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会 長】

それでは所有権移転の1番について、説明をお願いします。

【事務局】

13ページをご覧ください。所有権移転1番です。申請人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、都市計画法の用途区域内農地で第3種農地となっています。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧ください。

【会 長】

1番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、わくわく温泉と菊池市のシルバー人材センターの横の交差点を片角方面に約20m進みまして、左の方に松本整骨院がありその横にある道を約200m程進んでいきますと住宅が点在し、その一番奥に位置します。現地調査を4月6日に川口副会長・事務局・代理人・本藤推進委員・私で立ち会いました。申請人さんは植木の会社勤めでございます。実家に住んでおられ子どもさんもまた増えるので、現在の住宅では手狭になり今回新たにマイホームの建設を考えられました。申請地は、交通の利便性もよく公共施設等も近くにありできる限り実家に近いことを望んでおられ今回の申請地が実家に隣接していることから、譲渡し人さんに強く要望され話がまとまり取得できる機会を得られました。計画の概要は議案書のとおりでございます。給排水計画は、給水は市の上水道を利用します。生活雑排水は市の下水道を利用します。雨水は自然浸透でございます。造成中の被害防除対策は、計画地に囲いを施しまして周辺に迷惑がかからないよう十分配慮します。完成後の被害防除対策としましては、周辺農地に迷惑がかからないよう十分配慮し、付近の農業上の影響はほとんどありません。また近傍農地への日照、通風、耕作等への影響も少ないと考えます。周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れているそうです。隣接農地の同意書も取っております。通路は砂利敷きでございます。この申請地は3種農地でございます。このようなことから転用は致し方ないのではと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

【会 長】

次に2番をお願いします。

【事務局】

2番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転

用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、集落に接続して設置される住宅であるという例外規定により許可可能となります。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧ください。

【会 長】

2番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。4月6日に事務局・川口副会長・野村推進委員さんと現地調査を行いました。申請地は、主要地方道植木インター・菊池線、コメリ菊池店がございいますが、その北側へ50mほど入ったところとございします。北側と東側が住宅、南側はこの3番であります申請地となっており、西側は畑ということになっております。現在申請人は会社勤めをされながら、民間のアパートに住んでおられます。こどもたちの成長とともに学習環境や家族間のプライバシーが保てない状況です。急ぐ必要があるとう事でマイホームを計画されたということです。申請人は今度の秋より建設会社に就職されますが、その事務所の近くに家を建てようと計画されました。そのような中で今回その建設会社の事務所兼祖父母宅へも近く、また菊之池保育園や菊之池小学校にも比較的近くかつ住宅用地面積も希望する広さであるということなどからこの申請地を選定されたようとございします。給排水計画につきましては、給水については菊池市の上水道を利用、生活雑排水の処理については菊池市の下水道を利用、雨水排水については自然浸透、オーバーフロー分については道路に埋設してあります大型の浸透枡に放流するということとあります。造成中または完成後の被害防除計画につきましては、工事中は十分配慮しますが万一被害が生じた場合は、速やかに対処し責任をもって解決すること、また周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れ対応するということとございします。菊池市土地改良区の意見書も添付されておりますし、隣接農地所有者の同意書も添付されているということから、転用やむなしと考えられます。ご審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

次に3番をお願いします。

【事務局】

3番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される住宅」であるという例外規定により許可可能となります。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧ください。

【会 長】

3番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。同じく4月6日の日に現地調査を行ないました。申請地は今2番で説明しました場所の南側に隣接する土地であります。北側が2番で説明した住宅地、東側も住宅地、西側、南側が畑になっております。こちらの方も現在会社勤めをしておられ民間のアパートに住んでおられますが、子ども達の成長とともにプライバシーの確保ができないこと、住宅ローンの払込期間等考えた場合にマイホームの建設を計画されたようでございます。申請人さんの実家が野間口の方にありまして、この実家の近くに家の建設を計画され、また、菊之池保育園・小学校に近い等住環境も良いと考えられ申請地を選定されたようです。給排水計画につきましては、給水については菊池市の上水道を利用、生活雑排水の処理については菊池市の下水道を利用、雨水排水については自然浸透、オーバーフロー分については道路に埋設してあります大型の浸透枡に放流するというものでございました。造成中または完成後の被害防除計画につきましては、工事中は十分配慮しますが万一被害が生じた場合は、速やかに対処し責任をもって解決すること、また周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れ対応するというものでございます。隣接農地所有者の同意書も添付されているということから、転用やむなしと考えられます。ご審議方よろしく申し上げます。

【会 長】

次に4番をお願いします。

【事務局】

4番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、上下水道管のある道路の沿道区域で、概ね500m以内に「有働病院」と「もみじ歯科」のある第3種農地となります。本案件につきましては、昨年9月の議案にて3条許可申請にてあがっており、許可もされておりましたが、申請人さんとしては、3条申請当初は、耕作するため取得されたものではあったとのことですが、今年に入った頃から体調を崩して耕作できなくなり、住宅を建てる方へ転換することに決められました。(38ページに3条の許可証返納願を載せております)位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

4番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【緒方哲郎委員】

6番の緒方です。4月6日に事務局・川口副会長・野村推進委員さんと現地調査を行ないました。申請地は、主要地方道植木インター・菊池線、ファッションセンターしまむらがございますがそこから南へおおむね100mほど行ったところで、北側、南側、西側は畑で、東側は道路に面するところでありまして。転用目的は共同住宅ということでございます。申請人さんは長年奥様とともに農業を営んでおられますが、農業経営はその

ときの天候に左右される部分があることから、安定的な収入を得ることを目的にアパートを建てるということをございます。申請地は市道に面しており主要道路植木インター・菊池線にも近いことから道の便が良く日当たりも良好で、また周囲に住宅もあり住環境として最適な土地であることから申請地を選ばれたようをございます。給排水計画は、給水、排水は菊池市の上・下水道を利用、雨水排水につきましては、敷地内に浸透枡を設置し地下浸透、オーバーフロー分については、既存の水路に放流するという事です。これについては排水同意も取られているようをございます。造成中または完成後の被害防除計画につきましては、工事中は十分配慮しますが万一被害が生じた場合は、速やかに対処し責任をもって解決すること、また周辺農地への配慮は恒久的に視野に入れ対応するということをございます。隣接農地所有者3名の同意書も取られており、入居者に対しましては農薬散布または堆肥散布でのトラブルがないようにしっかりと説明をしていただくようお願いをしました。以上のようなことから転用やむなしと考えられます。ご審議方よろしくお願ひします。

【会 長】

次に5番をお願いいたします。

【事務局】

5番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される住宅」であるという例外規定により許可可能となります。また、転用面積が625㎡ということで、概ね500㎡という個人住宅の転用可能枠を少し超えています。申請者の実家（申請地から約200mの距離）は専業農家で、間口が狭く、大型農機具が入りきれないため、居宅のほかに農機具7台分のスペースが必要なためということです。位置図の資料については、前のほうに出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

5番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。4月6日の日に川口副会長、事務局、西山推進委員と現地確認をいたしました。位置は北消防署から約300m位大津方面に向った国道325号線から少し入ったところに位置しております。譲渡し人と譲受け人は祖父と孫の関係であり、譲受け人のお孫さんは現在泗水の方のアパートに住んでおられますが、子どもさんたちの成長により住まいが手狭になりましたので新規に一般住宅を建設したいと考えておられました。そこで祖父の所有地であるこの土地を無償で譲受け居住用の住宅建設と実家の農業用車両置場として転用許可申請したところです。周りには農地はありませんので転用に関しても何ら問題もないと思われます。給水については地元森北の上水道を利用、汚水、生活雑排水は合併浄化槽を市の指導に基づいて設置、雨水排水は宅地内に雨水浸透

柵を設置して処理したいと考えておられます。隣接住宅や農地所有の方には事前に説明をし、迷惑被害を及ぼすことがないように努力し、被害があった場合は誠意をもって対応するとの事です。以上のようなことで何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくお願ひします。

【会 長】

次に6番をお願ひいたします。

【事務局】

14 ページをご覧ください。6番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1以内の拡張という例外規定により、許可可能となります。位置図の資料については、前のほうに出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

6番につきまして担当委員さんの意見をお願ひします。

【歌丸研一委員】

3番の歌丸です。申請地は七城メロンドームから北へ約1.5kmの地にある農地です。譲受け人さんは建設業を営む法人代表者の配偶者で、現在申請地の南側に約12,000㎡の資材置場を設置しております。近年豪雨災害が多発しており緊急的な河川改修事業などで発生する土砂の受入地が不足しているため、やむなく今回の申請地に新たに資材置場を設置するものです。事務局から説明がありましたように今回は5,166㎡ということで既存施設の2分の1以内の拡張で第1種農地の例外規定に該当します。計画の概要としましては、雨水が場外に流出しないよう浸透性溜池を3箇所設置し、また土砂流出の防止のため堤防も設置されます。隣接に農地はありますが同意書も取られており、又北側と南側はほとんどが山林ですので影響は無いと思われます。以上から総合的にみて転用はやむを得ないと思われます。ご審議お願ひします。

【会 長】

次に7番をお願ひします。

【事務局】

7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、「集落に接続して設置される住宅」であるという例外規定により許可可能となります。位置図の資料については、前のほうに出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

7番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【荒木孝子委員】

15番の荒木です。先日6日の日に事務局、川口副会長、小池推進委員さんとで現地確認を行ないました。申請地は七城支所より600mほど北になります。譲受け人さんは建築関係の仕事をされていますが、現在親と一緒に暮らしておられますので、将来のことを考えて家を新築されるようです。幸い実家にも近いところの農地を譲ってもらえることで話が成立し申請されたものです。生活雑排水は公共下水道に接続する。雨水は既設の排水路に放流されます。これは区長さんからの同意書も取られておりますし転用は問題ないと思われまます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

【会 長】

次に8番をお願いします。

【事務局】

8番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の、一団の農地の区域内にある第1種農地となります。第1種農地は原則不許可ですが、既存施設の2分の1以内の拡張という例外規定により、許可可能となります。位置図の資料については、前のほうに出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

8番につきまして担当委員さんの意見を申し上げます。

【守塚伸二委員】

18番守塚です。申請地は七城温泉ドームから南西に約2kmの県道植木・インター線付近の農地です。譲受人さんは土木解体業を営む法人で、現在申請地の南側に約4,500㎡の資材置場を設置しております。現在賃借している土地を返還しなくてはならなくなった為、やむなく今回の申請地に新たに資材置場を設置するものです。事務局から説明がありましたように今回は1,840㎡ということで既存施設の2分の1以内となり、1種農地の例外となります。計画の概要としましては、主にトレーラーや重機、クレーンのアタッチメント、廃土仮置場として利用する計画です。農振農用区域内農地でありましたが除外申請が行われており、5月初めには除外が確定する予定です。以上から総合的に見て転用はやむを得ないと思います。ご審議お願い致します。

【会 長】

次に9番をお願いします。

【事務局】

9番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の生産性の

低い第2種農地となります。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

9番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。4月6日に川口副会長、事務局、水田推進委員さん、代理人さんと現地調査を行ないました。申請地は泗水東小学校より東1km、住吉日吉神社へ向う山道沿いにあります。所有者は高齢で後継者もない為長い間休耕地となっており買い手を探しておられました。ここは保育園や小学校も近く住宅地に適していることから話が折り合ったようです。申請地を3区画に分けて3棟の建売住宅を建てられます。給水は市の上水道より給水、生活雑排水及び汚水は下水道に放流、雨水は浸透枡を設置し宅内処理されます。造成中の被害防除対策として土砂が流出しないように注意し、万が一の場合は速やかに対処する。また完成後は南側の農地の境にL字形擁壁を設置し、耕作に影響がないよう注意するとのこと。隣接者の同意も取っております。以上のようなことから転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に10番をお願いします。

【事務局】

10番です。譲渡し人、譲受け人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。農地区分につきましては、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の生産性の低い第2種農地となります。位置図の資料については、前のほうに位置図が出ておりますのでご覧下さい。

【会 長】

10番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9番の右田です。申請地は富の原保育園から南に約200mの位置にある農地です。譲受け人さんは、住宅建築や不動産売買・仲介などを営む法人です。申請地域は、市街地への交通の利便性、周辺道路の整備状況から住宅の需要が増加している地域の為、今回建売住宅を設置するものです。計画の概要としては、居宅4区画分と駐車場、庭、通路を配置します。東側に農地が隣接していますが同意書を取られ、また低層専用の住宅を建設する為農業への影響はほとんどないと考えられます。以上から総合的にみて転用はやむを得ないと思います。皆さんのご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

次に11番と賃貸借権設定の1番は関連していますので、一括して説明をお願いします。

【事務局】

15 頁、16 頁をご覧ください。所有権移転 11 番、賃貸借権設定 1 番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要につきましては、議案書記載のとおりです。

農地区分につきましては、概ね 10ha 以上の規模の、一団の農地の区域内にある第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則不許可ですが、既存施設の 2 分の 1 以内の拡張という例外規定により、許可可能となります。この案件は 2 月に一度申請がありましたが、申請部分が既存施設の 2 分の 1 を少し越えていましたので、今回超えた部分を分筆して再度提出されました。また資材置場として利用されていたということで、始末書が添付されております。位置図の資料については、前のほうに位置図がございますのでご覧ください。

【会 長】

11 番、賃貸借権設定の 1 番につきまして担当委員さんの意見をお願いします。

【右田博昭委員】

9 番の右田です。申請地は国道 387 号線沿い、城北自動車学校から西に約 700m にある農地です。譲受け人さんは屋根瓦の販売を営む法人さんです。多種類の屋根材の在庫管理をしなければならず、既存の敷地では手狭になった為東側の隣接地に今回資材置場を設置するものです。事務局からの説明がありましたように今回は 1,723 m²ということで、既存施設 3,574 m²の 2 分の 1 以内となり 1 種農地の例外となります。また 2 分の 1 に収まるよう分筆された残りの部分は、6 日の現地調査の際確認しましたが、農地として適正に管理されていました。計画概要としては、資材置場のほか駐車場 16 台分、通路を配置致します。排水同意並びに隣接同意も取られております。以上から総合的に見て転用はやむを得ないと思います。皆様のご審議よろしくお願い致します。

【会 長】

農地法第 5 条の転用許可申請につきまして、事務局と担当委員さんからの説明が終わりましたが、この件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

【工藤清子委員】

1 番工藤でございます。始末書がですね。11 番に載っていますが内容はどのような内容でしょうか。それとですね資材置場とか私達としては、第 1 種農地、農地を守るということでは、例外とか特例、2 分の 1 のそういうのでいったら、だんだん増えていくんじゃないかなあと不安になります。これで認められるということですのでこれは仕方ないということなんです。けれども 1 種農地の所ですのでなんかとても気になります。みなさんいかがでしょうか。

【事務局】

まず最初のご質問、始末書の件ですけれども単純に農地法に対して申請人さんが十分な理解がなかったということで、急いで資材置場として要する必要があった為、法の理

解がないまま利用してしまったということです。

【工藤清子委員】

書いてあるんですか。

【事務局】

はい。書いてあります。それから2分の1の拡張に関してですけれども、基本的には2分の1の拡張というのは1回ということですね。それがだんだん広がっていくという不安があるということなんですけどそういうケースは私も知らないんですけど、もし2分の1の拡張を1回した後2回目をさらにというのがあがってきた場合は、撤回ではないのですけれども、事業の業績がよっぽどあがっていたり、要件があると思いますがまた詳しくは県に相談となりますが基本的には1回だけということです。

【会 長】

近藤さん今の1種農地の例外規定ということで2分の1の拡張のところをより詳しく説明をお願いします。

【事務局（近藤）】

これまで県の方から指導があっているのは、さっき係長が言われている1回きりと思われまますけどそんな形で運用は決まっている。

【事務局長】

無断転用と始末書の関係も説明をお願いします。

【事務局（近藤）】

始末書はですね農地法による転用許可を受けなきゃいけないということを知らないというケースが非常に多くて、追認を受ける場合添付する書類です。無断転用を防止するには広報とかを通じて農地以外にする時は、転用許可が必要であるということの周知を図らなければならないというふうに思います。

【会 長】

他にはございませんか。

【緒方啓一委員】

13番の緒方です。一般住宅、共同住宅、資材置場といろいろな案件が出ておりますが、私達農業委員は1種農地、2種農地、3種農地の所有権移転がありますが、農業委員の立場としては価格がどれくらいで動いているかという参考の為に知るということは出来ないのですか。

【事務局長】

価格につきましては、申請書に経費として土地代の記載がありますので、委員さんに価格を情報として提供することは問題ありません。ただし、委員は秘密保持義務がありますので、職務上知り得た秘密については漏らすことはできません。

【会 長】

よろしいですか。他にございませんか。

【工藤真理子委員】

4番工藤です。始末書が添付されているようなんですけど、これは申請をされる時に

事務局の方で確認ができないんですか。始末書を付ける前に教えてあげるとか。2分の1の拡張、面積の確認、始末書を付けなくてもいいようにその前の時点で指導をするとか。

【事務局】

2分の1の拡張ということと、また別に相談があった時にもう既に利用されていたというのがわかりました。

【会 長】

他にございませんか。はい、どうぞ。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。個人住宅の申請をしましたが、建物、住宅の面積は申請の規定どおりですが、中の間取りの変更とかそういうのは大丈夫なのでしょうか。そこまでは立ち入らなくて大丈夫ですか。

【事務局長】

配置の関係ですよね。少々の配置の変更等については農業委員会として細かく指導はしておりません。たとえば転用目的の変更をする場合は、当然事業計画変更申請の手続きをしていただく必要があります。

【永田正一郎委員】

はい、わかりました。ありがとうございます。

【会 長】

はい、どうぞ。

【永田孝子委員】

2番の永田です。5番の一般住宅ですが面積が625㎡となっていますけれども、普通は500㎡までとなっていますが説明をお願いします。

【事務局】

先ほど申し上げましたように5番の申請人さんのご実家が農業をされていて、個人住宅と実家の農機具置場として併せて転用される場合には、500㎡をオーバーしても転用可能となります。

【会 長】

よろしいですか。

【永田孝子委員】

はい。

【会 長】

他にはございませんか。はい、どうぞ。

【事務局】

すみません。誤解がないよう申し上げときますが、始末書が付いてれば何でもいいというものではございません。農地転用の申請をして許可を受けていれば許可されたところですね。そういうところに、ついうっかりやってしまったという場合、追いかけて申請書を上げれば許可を受けられるということですから、制度を知らなかった、ごめんな

さいというのが始末書ですね。ですから誤解の無いように申しますが、1種農地の集団農地ですね。当然許可出来ない所を始末書を付けたからとっていいものではございませんので、そこは皆さん誤解の無いようにお願いします。

【会 長】

他にはございませんか。

～意見無し～

意見もないようですので、承認し許可相当の意見を付して県知事に進達することに、ご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定します。

(8) 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について

【会 長】

次に議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

【事務局長】

議案第4号 農用地利用集積計画(案)についてです。

17頁をお願いします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画案につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議の上、委員会のご意見を決定頂くものです。

詳細につきましては、担当より、総括表の説明の後、順次、ご説明しますので、ご審議の程、よろしくをお願いします。

【会長】

全体の説明が終わりましたら所有権移転の1番について説明をお願いします。

【事務局】

18頁をご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は賃貸借権が26件、使用貸借権が1件、転貸が1件、農地中間管理事業が4件、所有権移転が11件となっております。

それでは、所有権移転各筆明細の説明にまいります。議案書20ページをご覧ください。

1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

1番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田でございます。所有権移転を受けられる方は、昔から小作をしていて移転する方から買ってもらえないかという相談を受けて今回まとまり譲り受けられました。問題はないかと思いますがよろしくをお願いします。この案件は2頁にありますあっせん譲受等候補者名簿の登録申出にございますので、今回案件がここに載った訳でございま

す。よろしくお願ひします。それとまたこの案件がですね。先月に3条でありましたのでそれを返納、後を見たら返納になっているんですね。見ましたら農地法の3条ではなく、今回の基盤強化法に載ったので、今回の申請となりました。よろしくお願ひします。

【会 長】

次に2番をお願ひします。

【事務局】

2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

2番について、担当委員さんの意見をお願ひします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。所有権移転を受けられる方は肥育農家で大規模に肥育農業をやっておられます。飼料のWCSとイタリアンを作るために土地の所有権移転をされるものです。何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

【会 長】

次の3番から7番については関連していますので一括で説明をお願ひします。

【事務局】

3番、4番、5番、6番、7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

3番から7番について、担当委員さんの意見をお願ひします。

【永田正一郎委員】

7番の永田です。所有権の移転を受けられる方は泗水の方で大規模な酪農を経営されております。牛の飼料としてトウモロコシを作りたいということで、この土地は花房台の構造改善の1帯にありますので、一括して所有権移転の申請となっております。よろしくお願ひします。

【会 長】

8番と9番につきましては関連がありますので一括でお願ひします。

【事務局】

28頁をご覧ください8番、9番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

8番、9番につきましては、担当委員さんの意見をお願ひします。

【水上義夫委員】

16番の水上です。移転する者と移転を受ける者は親戚関係にあり、移転を受ける者は肥育の大規模経営と水稻をやっておられますので何ら問題ないと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

【会 長】

次に10番をお願いします。

【事務局】

10番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

10番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【工藤真理子委員】

4番の工藤です。所有権の移転をする方は30年前に訳あって愛知県に住まわれました。その後所有権の移転を受ける方が長い間作付けをしてこられました。先月5日の日に推進委員さんと現地確認をしましたがきちんと管理されていました。今回相手方の同意があって話がまとまりました。何も問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

【会 長】

次に11番をお願いします。

【事務局】

11番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、地目、面積、売買価格については議案書記載のとおりです。

【会 長】

11番について、担当委員さんの意見ををお願いします。

【永田孝子委員】

2番の永田です。所有権を移転される方は地元に住んでおられず自らも耕作されておりません。今回所有権を受ける側とやっと折り合いが付きまして話がまとまりました。よろしくをお願いします。内容については、局長から補足説明をお願いします。

【事務局長】

本案件については、2月に農業委員会へ提出されたあっせん申出書に基づき公社と買入協議を行ないましたが、買入れ価格等で協議が不調（不成立）になった経過があります。しかし対象農地のあっせん協議が不調のままであると、担い手への集積に支障があるばかりでなく、耕作放棄も憂慮されることから、3月農業委員会が農業公社の買入れが必要であると判断・決定し、市長に対して公社買入れの要請を行いました。この要請通知を受け、市長が必要と判断し所有者へ買入れ協議を行なう旨を通知し、協議を行ないました。今回協議が成立し今回に至ったところです。買入れ協議については、通常の基盤強化法による譲渡所得の特別控除額800万円が1500万円となります。

【会 長】

よろしいですか。今回の計画は所有権移転 11 件、賃貸借権 26 件、使用貸借権 1 件、転貸 1 件、農地中間管理事業 4 件でございます。しばらく時間をとりますのでご確認下さい。

【会 長】

議案の確認をしていただいたと思います。この件に関しまして何かご意見、お尋ねがありましたらお受けいたします。はい、どうぞ。

【荒木孝子委員】

15 番の荒木です。28 号 1 番ですけど、これの支払方法はいくらになっているでしょう。

【事務局】

使用貸借権ですので 0 円となります。

【会 長】

他にございませんか。はい、どうぞ。

【工藤清子委員】

1 番の工藤です。25 号の 12 番ですけども 83 歳とありますが、更新で 20 年後 103 歳になりますがそれまで生きられるかと。

【事務局長】

今の件は前からも出ており、事務局も気をつけていましたが今回 20 年で設定したみたいです。今後気をつけます。申し訳ありませんでした。

【会 長】

はいそのようにお願いします。他にございませんか。

～意見無し～

意見もないようですので、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは、原案のとおり承認することに決定します。

(5) 議案第 5 号 あっせん申出について

【会 長】

次に、議案第 5 号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

【事務局長】

32 号をお願いします。議案第 5 号 あっせん申出についてです。

農地移動適正化あっせん事業に基づく「あっせんの申し出」が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえ、その可否を決定し次のとおりあっせん委員を指名するものです。

今回の案件は、売渡し 1 件、借受け 1 件の計 2 件です。

あっせん事業につきましては、農業委員会に農地の所有者から農地を売りたい、貸したい、農業者から買いたい、借りたい等のあっせん申出があった場合、農業委員会のあ

っせん基準に基づきあっせん委員を2名指名しあっせんする事業でございます。今回農業委員会法の改正により農地利用最適化推進委員が新設されたため、あっせん委員につきましては、新体制の農業委員会では農業委員1名と農地利用最適化推進委員1名を指名させていただくこととします。

33 頁をご覧ください。1 件目の借受け申出者の住所・氏名、希望農地の所在地、経営形態、賃借希望金額等につきましては、記載のとおりです。約3反です。この方につきましては、住所地で施設園芸をされているということですが、今回高冷野菜ということで標高が500m程の農地に大根を植えたいということで、菊池の原に30a程あっせん借受けたいという申出が出ております。

あっせん委員につきましては希望農地の所在地等から、丸山会長と坂本農地利用最適化推進委員にお願いしたいと考えております。

次に34 頁をお願いします。売り渡し申出者の住所・氏名、希望農地の所在地等につきましては記載のとおりです。田約1反半で希望価格は反当70万円からとなっております。あっせん委員につきましては、売渡し農地の所在地等から議席番号4番の守塚委員と担当農地利用最適化推進委員の田代委員にお願いしたいと考えております。ご審議方よろしくをお願いします。

【会 長】

あっせん申出について、事務局からの説明がございましたがこの件につきまして何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

～意見無し～

意見もないようですので、承認することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

それでは「あっせん申出」につきましては承認し、あっせん委員には只今事務局から提案がありましたように、1件目は、私丸山と推進委員の坂本委員を、2件目を、議席番号18番の守塚委員と推進委員の田代委員をそれぞれ指名することにご異議ございませんか。

～異議なしの発言～

只今ご承認をいただきましたとおり、あっせん委員として指名することに決定いたします。

(12) 報告案件について

【会 長】

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

【事務局長】

35 頁をお願いします。報告案件でございます。今回は先ほど追加した取下げを含めて4件です。まず第1号「許可不要転用届出」ですが、36 頁、37 頁をご覧ください。今回は1件です。土地の所在地、地番等々（登記及び現況の地目、面積、所有者）については、議案書記載のとおりです。

今回案件は、農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1項1号の規定により、農業用倉庫及び進入道路を作るもので許可不要となります。

許可不要転用届出については、本来農地法の許可を受けて転用するということですが例外的に許可を必要としない案件がございます。この許可不要の案件については、許可不要転用届出を提出いただく必要があります。

第2号「許可書返納」について

38号、39号をお願いします。今回は2件です。詳細は議案書のとおりです。

土地の所在地、地番等々（登記及び現況の地目、面積、所有者）については、議案書記載のとおりです。許可書返納とは、許可を受けていたが許可どおりに転用できなくなったという場合に許可証を県知事に返納することです。

第3号「合意解約」について

40号から45号をお願いします。農地法第18条の規定による合意解約の通知があったものです。今回は全部で19件となっています。

地目ごとの面積は、田が35筆で46,203㎡、畑5筆15,186㎡です。尚、詳細については議案書記載のとおりです。

第4号『申請取下げ』について

46号をお願いします。今回は1件です。詳細は議案書のとおりです。

以上、報告案件の説明とさせていただきます。

【会 長】

只今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けします。

意見等もないようですので、以上のとおり「報告」とさせていただきます。

本日議案は全て終わりましたが、その他で何かご意見お尋ねやご意見等がありましたらお受けします。

【会 長】

他にはございませんか。はい、どうぞ。

【川口副会長】

事務局長にお尋ねしますけれども、現在欠員が1名となっておりますがどのようにされるおつもりでしょうか。

【事務局長】

只今ご質問がありましたのが、今回定数19名で募集を行ない市議会の同意も19名受けたところでしたが、ご承知のとおり2月に委員候補者の1名が市議会同意後お亡くなりになりましたので、現在1名欠員となっております。これにつきましては一応欠員の補充をするところで予定しております。手続きとしましては、再度1名につき推薦、募

集を行いその結果を尊重し、市長が議会の同意を得て任命する必要があります。今後この手続きを経て早急に任命するよう、市長部局へ要望を行ないたいと考えております。

なお、農業委員の皆様から早急に募集をしてほしい旨の要望をここで決議していただくなら強く市長部局へ要望できます。どうぞよろしくお願いします。

【会 長】

他にございませんか。はい、どうぞ。

【緒方啓一委員】

補充の件ですけれども旧菊池の豊間、迫間方面の委員が今回亡くなられていますけれども旧菊池が減っていますので、良ければその地区担当が出てきてもらうのが希望です。個人としては戦力的にもスムーズになると思います。

【会 長】

今のは要望としてお聞きしておきます。ただ当初川口副会長から提案がありましたように、農業委員会として補充委員を早急に募集をしていただくというようなことで、決議を取りたいと思います。そのようなことで進めてよろしいでしょうか。

【農業委員】

はい。

【会 長】

それでは事務局の方にその旨補充については進めていただくようお願いします。他にございませんか。なければ私のほうで、農業委員さんと農地利用最適化推進委員会さんにご提案申し上げます。農業委員会は今まで冠婚葬祭費を積み立てて互助会を組織していましたが、新しい体制のなかでも継続していきたいと思いますのでよろしくをお願いします。それでは委員の皆さんご起立をお願いします。これをもちまして第4回農業委員会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 30 年 4 月 10 日

菊池市農業委員会会議規則第 18 条第 1 項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩